府令

○内閣府令第百五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取引適正化調査室並びに企画官及び上席取引適正化検査官）	（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）
第七条　取引部企業取引課に、取引適正化調査室並びに企画官二人及び上席取引適正化検査官二人を置く。	**第七条**　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官二人及び上席下請取引検査官二人を置く。
2　取引適正化調査室は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。	2　下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
3　取引適正化調査室に、室長を置く。	3　下請取引調査室に、室長を置く。
4　［略］	4　［同上］
5　上席取引適正化検査官は、命を受けて、第二項の報告の受理並びに同項の検査、勧告及び公表を実施し、並びにそれらの実施に関する事務を整理する。	5　上席下請取引検査官は、命を受けて、第二項の報告の受理並びに同項の検査、勧告及び公表を実施し、並びにそれらの実施に関する事務を整理する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。

○内閣府令第百六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公正取引課の所掌事務）	（公正取引課の所掌事務）
第十八条　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行その他製造委託等に関する取引に関すること。	七　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行その他下請取引に関すること。
［八～十六　略］	［八～十六　同上］
（用地課の所掌事務）	（用地課の所掌事務）
第六十一条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。	九　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。
［十～十九　略］	［十～十九　同上］
（建設産業・地方整備課の所掌事務）	（建設産業・地方整備課の所掌事務）
第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による	七　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による